

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 条 例	所管課(室)名
○知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例	総 務 文 書 課
○職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	人 事 課
	交 通 局
	教 育 庁
	警 察 本 部
○長崎県手数料条例の一部を改正する条例	財 政 課
○長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例	こども未来課
○長崎県建築関係手数料条例及び長崎県建築基準条例の一部を改正する条例	建 築 課

条 例

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第27号

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例（平成24年長崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(法人の範囲) 第2条 政令第152条第1項第3号の条例で定める一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、次に掲げる法人とする。 (1)～(8) 略 (9) <u>公益財団法人有明海水産振興基金</u> (10) <u>公益財団法人五島栽培漁業振興公社</u> (11) 略 (12) <u>株式会社エヌ</u> (13) 略	(法人の範囲) 第2条 政令第152条第1項第3号の条例で定める一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、次に掲げる法人とする。 (1)～(8) 略 (9) 略 (10) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第28号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例(昭和59年長崎県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則(第1条)</u></p> <p>第2章 <u>定年制度(第2条—第5条)</u></p> <p>第3章 <u>管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)</u></p> <p>第4章 <u>定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)</u></p> <p>第5章 <u>雑則(第14条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 <u>総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7並びに警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第2項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第17条第2項並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第188号)第23条第2項に規定する非常勤の講師を除く。)(以下「職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 <u>定年制度</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる保健所において医療業務に従事する医師及び歯科医師又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第2項の規定により派遣される職員(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第2項の規定により公示された地域における医療業務のため派遣される医師に限る。)の定年は、年齢<u>70年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)</u>を延長した職員であって、<u>定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)</u>を占めている職員については、<u>第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、<u>地方公務員法第4条第1項に規定する県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第17条第2項並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第188号)第23条第2項に規定する非常勤の講師を除く。以下「職員」という。)</u>の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。ただし、別表に掲げる保健所において医療業務に従事する医師及び歯科医師又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第2項の規定により派遣される職員(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第2項の規定により公示された地域における医療業務のため派遣される医師に限る。)</u>の定年は、年齢<u>70年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著し</u></p>

に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
- 5 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）第10条第1項又は市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）第8条の2第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職
- (2) 警視又は警部の階級にある警察官（前号に掲げる職を除く。）
- (3) 前2号に掲げる職のほか、これらに相当する職として人事委員会規則で定める職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経歴等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（以下次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢

い支障が生ずるとき。

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。
- 5 略

を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上で、状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められるときを除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

- 2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）と、同項第1号、第2号及び第3号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第1号中「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命」と、同項第2号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員

にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い

時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(県が加入する地方自治法第284条第1項に規定する組合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

1 及び 2 略

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ただし、医師及び歯科医師を除く。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員、第3条第2項及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年長崎県条例第28号)による改正前の第3条第2項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする)とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

5 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官(以下単に「特定地方警務官」という。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする

附 則
1 及び 2 略

もに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年長崎県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、昭和26年8月13日から施行する。 (降給に関する経過措置)</p> <p>2 当分の間、職員の給与に関する条例附則第28項に規定する措置については、<u>法第27条第2項の規定による降給とみなす。</u></p> <p>3 職員の給与に関する条例附則第28項に規定する措置の適用を受ける職員には、<u>人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、昭和26年8月13日から施行する。</p>

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年長崎県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日</u>に受ける給料の月額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年長崎県条例第3号)第3条又は第7条に規定する報酬の額)の10分の1以下に相当する額を、給与(同号の職員については、報酬)から減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年長崎県条例第3号)第3条又は第7条に規定する報酬の額)の10分の1以下に相当する額を、給与(同号の職員については、報酬)から減ずるものとする。</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例(昭和29年長崎県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合)にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係</p>

みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

3 略

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 略

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2及び附則第39項において「特定任命」という。))により職員となった後に退職した者を除く。)の基礎在职期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変額改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)及び(2) 略

2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものを除く。)のうち、定年退職日の属する年の前年の3月31日までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者には退職手当を支給しない。

4 略

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 略

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在职期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変額改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)及び(2) 略

2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものを除く。)のうち、定年退職日の属する年の前年の3月31日までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

(特定任命により職員となった後に退職した者に関する準用規定)

第5条の3の2 第5条の2(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となった後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2及び附則第39項において「特定任命」という。)により職員となった後に退職した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。)により職員となった後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第5条の2に規定されている俸給月額の減額改定をいう。)」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなった場合を含む。)」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第6条の2 第5条の2第1項(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イ(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。)に60を乗じて得た額

(2) 略

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第6条の2	第5条の2第1項(第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項(
	略	略
	同項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。以下この号及び次号において同じ。)及び特定減額前給料月額に退職の日	特定減額前俸給月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。以下この号及び次号において同じ。)及び特定減額前俸給月額に退職の日

略

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 略

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	略	略
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

	る特定減額前俸給月額をいう。次号において同じ。)	において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
略		

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日に属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員がその法人の業務に従事するために休職され、引き続いてその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、その法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下第7条第4項において「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(9) 略

2～5 略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) 略

2 略

(失業者の退職手当)

第10条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

略		

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日に属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員がその法人の業務に従事するために休職され、引き続いてその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、その法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(9) 略

2～5 略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) 略

2 略

(失業者の退職手当)

第10条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続

(1)及び(2) 略

3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。

5～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至っ

期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)及び(2) 略

3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至っ

た場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合には、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事

た場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事

事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この項から第6項までにおいて「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する長崎県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等

事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する長崎県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等

処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和29年4月1日以後の退職による退職手当について適用する。

2 略

3及び4 削除

5 略

6～10 削除

処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和29年4月1日以後の退職に因る退職手当について適用する。

2 略

3 昭和29年3月31日以前の退職に因る退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 昭和29年3月31日に現に在職する職員及び職員以外の地方公務員等であって、同年4月1日以後引き続き職員となった者の同年3月31日以前における勤続期間の計算については、人事委員会規則で定めるもののほか、第7条第5項及び第6項、第7条の4及び第8条、附則第6項及び附則第7項並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年長崎県条例第47号。以下「条例第47号」という。）附則第9項及び附則第10項の規定の例による。この場合において、第7条第5項ただし書中「退職（附則第11項に規定する準特殊退職を除く。）により」とあるのは、「退職（附則第10項の特殊退職及び附則第11項に規定する準特殊退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

5 略

6 昭和29年3月31日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際にこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間の3分の2の期間は、その者の職員としての引き続き在職期間には含まないものとする。

(1) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認

又は勸しを受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があった法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の事業と同種の事業を行っていたもので、施行令附則第3項第3号の規定により総務大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

(2) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸しを受け、引き続いて旧国民医療法（昭和17年法律第70号）に規定する日本医療団（以下「医療団」という。）の職員（以下「医療団職員」という。）となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続いて再び職員となったものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

(3) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸しを受け、引き続いて日本赤十字社の救護員（以下「救護員」という。）となるため退職し、救護員として旧日本赤十字社令（明治43年勸令第228号）の規定に基づき戦地勤務（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）附則第41条の2第1項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。）に服し、かつ、救護員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の3分の2の期間

(4) 先に職員として在職した者であって、次のア又はイに該当するもののア又はイに掲げる期間

ア 任命権者の承認又は勸しを受け、引き続いて外国にあった特殊機関の職員で、施行令附則第3項第6号の規定により総務大臣の指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となった者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

イ 任命権者の承認又は勸しを受け、引き続いて外国政府の職員となるため退職し、当該外国政府の当該業務の外国にあった特殊機関への引継ぎとともに引き続いて外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となった者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

7 先に職員として在職した者であって、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勸令（昭和21年勸令第109号）第1条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勸令（昭和22年勸令第1号）第3条の規定により退職させられた者又はこれらに準ずる措置で施行令附則第6項の規定により総務省令で定めるものによりその者の意志によらないで退職させられたもの（先に職員として在職し、終戦に伴い昭和20年8月15日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によら

ないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日（その禁ぜられた日前に再び職員となった者については、その再び職員となった日）の前日までの間に他に就職しなかったものを含む。）が、その退職の後、法令の規定又は特別の手続によりこれらの措置が解除された日（これらの措置により就職が制限されなかった職員となった場合にあっては、当該退職の日）から昭和29年3月31日までの間に再び職員となった場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から120日を経過した日以後に再び職員となった場合において、当該経過した日から再び職員となった日の前日までの間に他に就職したことがあるときはこの限りでない。

8 昭和20年8月15日において外地の官署に所属する職員であった者、同日において外国政府職員等であった者その他の人事委員会規則で定める者（以下「外地官署所属職員等」という。）で同日において本邦外にあったものうち、昭和29年4月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年（特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間。以下この項において同じ。）以内に職員となったもの又は同年4月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年以内に職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となったものについては、外地官署所属職員等であった期間は、その者の同年4月1日以後において最初に開始する職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあっては当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

9 前項に規定する者（もとの陸海軍に属し、かつ、もとの陸海軍から俸給を受けていた者を除く。）の昭和29年3月31日（外地の官署に所属する職員であった者のうち、同年4月1日以後に外地官署所属職員の身分に関する件（昭和21年勅令第287号）の規定によりその身分を保留する期間が満了するものについては、当該期間が満了する日）以前における勤続期間の計算については、前項の規定に該当するものを除き、附則第4項の規定の例による。

10 昭和29年3月31日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続き職員となった者又は附則第8項に規定する者のうち、職員としての引き続きいた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて人事委員会規則で定める退職（次項の規定に該当する退職を除く。以下「特殊退職」という。）をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで、条例第47号による改正前の第7条の2及び次項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（次項の規定の適用にあわせて受ける者については、当該割合と次項において例による附則第10項第2号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。この場合において、退職手当の額

11 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となった者のうち、職員としての引き続いた在職期間（その者が当該在職期間中においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合及び特別職（地方公務員法第3条第3項に掲げる特別職をいう。以下同じ。）の職員又は職員以外の特別職の地方公務員として在職した後退職手当又は退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を2回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。）中において、職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職（整理退職に該当する退職を除く。以下「準特殊退職」という。）をし、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は職員以外の地方公務員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額については、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年長崎県条例第28号）による改正前の職員の退職手当に関する条例附則第10項の規定の例による。この場合において、退職手当の額が、当該退職を準特殊退職でないものとして算定した場合における退職手当の額に達しないときは、当該退職を準特殊退職としないものとする。

12～18 削除

が、当該退職を特殊退職でないものとして算定した場合における退職手当の額に達しないときは、当該退職を特殊退職としないものとする。

(1) その者が第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和27年長崎県条例第62号）附則第6項並びに条例第47号附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となった勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当（附則第7項の規定の適用を受ける職員及び外地の官署に所属する職員であった者のうち整理退職に該当する特殊退職をした者については、第4条第1項の規定による退職手当）の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（特殊退職を2回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合）

11 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となった者のうち、職員としての引き続いた在職期間（その者が当該在職期間中においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合及び特別職（地方公務員法第3条第3項に掲げる特別職をいう。以下同じ。）の職員又は職員以外の特別職の地方公務員として在職した後退職手当又は退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を2回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。）中において、職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職（整理退職に該当する退職を除く。）以下「準特殊退職」という。）をし、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は職員以外の地方公務員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額については、前項の規定の例による。この場合において、退職手当の額が、当該退職を準特殊退職でないものとして算定した場合における退職手当の額に達しないときは、当該退職を準特殊退職としないものとする。

12 附則第4項の規定にかかわらず、警察職員の次の勤続期間については、職員としての勤続期間に通算する。

(1) 警察法（昭和29年法律第162号）施行の際国家地方警

- 察の職員が引き続き警察職員となった場合においては、国家公務員として引き続き勤続した期間（地方公務員としての在職期間であって、退職手当を支給されないで国家公務員としての在職期間に引き続いたものを含む。）
- (2) 警察法施行の際自治体警察の職員が引き続き警察職員となった場合においては、自治体警察の職員として引き続き勤続した期間（国家公務員としての在職期間であって、退職手当を支給されないで地方公務員としての在職期間に引き続いたものを含む。）
- (3) 警察法施行の際自治体警察の職員が引き続き国家公務員たる警察職員となり退職手当を支給されないで、更に引き続き地方警察職員となった場合においては、その引き続いた勤続期間
- 13 この条例の適用を受ける職員であって、昭和20年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯38度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、本邦に帰還していないもの（自己の意思により帰還しないものと認められる者及び昭和20年9月2日以後において、本邦にあった者を除く。）が恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）又は長崎県吏員恩給条例の一部を改正する条例（昭和32年長崎県条例第37号）附則第2条の規定によって退職したものとみなされたとき、又は昭和28年8月1日以後死亡が確認されたときはその者がその退職の日又は死亡の確認の日に退職したものとみなし、その者が昭和20年8月15日において受けていた給料月額（その額が別表左欄に掲げる額のいずれにも該当しない場合には、その額の直近上位の額とする。）に対応する別表右欄に掲げる新給料月額を計算の基礎とした第4条の規定による退職手当（その退職の日が昭和29年3月31日以前の日であるときは、附則第3項の規定により従前の例によることとされる旧長崎県退職手当支給条例第2条の規定による退職手当）を支給する。
- 14 昭和29年4月1日以後に死亡した職員については、死亡賜金を支給しない。
- 15 この条例施行の際現に在職する職員のうち、次に掲げる在職期間を有する者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、第7条第5項ただし書及び附則第4項の規定にかかわらず、当該在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間に含むものとする。
- (1) 警察法施行の際国家地方警察の職員又は自治体警察の職員から引き続き警察職員となった者で、昭和23年3月8日から昭和29年6月30日までの間において、国家地方警察の職員又は自治体警察の職員を退職し、退職手当（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の支給を受け、引き続いて自治体警察の職員又は国家地方警察の職員（その者が更に退職手当の支給を受け、引き続いて国家地方警察の職員又は自治体警察の職員となった場合を含む。）となった者の当該退職手当の計算の基礎となった在職期間
- (2) 長崎市立女子高等学校、佐世保市立成徳高等学校及び佐世保市立東和高等学校の職員であった者で、市立高等学校を県立高等学校に統合した際退職手当の支給を受け、引き続いて職員となった者の当該退職手当の計算の基礎となった在職期間
- 16 前項の場合において、その者に対する退職手当の額は、第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定にかかわらず、それらの規定により受けるべき退職手当の額から、その者が既に支給を受けた退職手当の額をその退職手当の計算の基礎となった給料（俸給）月額

- 19 昭和60年4月1日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下この項及び次項において「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下この項及び次項において「旧電信電話公社」という。）の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 20 略
- 21 昭和62年4月1日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 22 略
- 23 当分の間、35年以下（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成7年長崎県条例第48号）附則第10項の規定に該当する退職をした者にあつては10年以上25年未満）の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年長崎県条例第47号。以下「条例第47号」という。）附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3の2まで及び附則第31項から附則第38項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第23項」とする。
- 24 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第47号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第34項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得
- で除し、その給料（俸給）月額に対応する人事委員会規則で定める仮定給料月額を乗じて得た額（円位未満は切り捨てる。）を控除した額とする。
- 17 昭和28年12月25日以後において、琉球諸島民政府職員（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和28年法律第156号）第2条第3号に規定する職員をいう。以下同じ。）から引き続き職員又は職員以外の地方公務員等となった者の琉球諸島民政府職員としての在職期間は、職員以外の地方公務員等としての在職期間とみなす。
- 18 職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号。以下この項において「職員給与条例」という。）別表第7の規定が適用される職員及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和56年長崎県条例第27号。以下この項において「昭和56年給与改定条例」という。）附則第2項ただし書の規定が適用される職員が昭和56年度中に退職した場合においてその者に適用される退職手当の額の計算の基礎となる給料月額は、その者に係る当該退職の日における給料月額がその日の前日までに昭和56年給与改定条例による改正後の職員給与条例の規定により改定があったとした場合の当該退職の日における給料月額とする。
- 19 昭和60年4月1日に現に在職する職員で旧専売公社又は旧電信電話公社の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 20 略
- 21 昭和62年4月1日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 22 略
- 23 当分の間、35年以下（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成7年長崎県条例第48号）附則第10項の規定に該当する退職をした者にあつては10年以上25年未満）の期間勤続して退職した者（条例第47号附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第23項」とする。
- 24 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第47号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

た額とする。

25 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第47号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条又は附則第32項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第23項の規定の例により計算して得られる額とする。

26 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「事業団」という。）の職員として在職する者（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第13条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて日本鉄道建設公団（以下この項において「公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き公団の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、事業団の職員としての在職期間及び公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が事業団又は公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

27～29 略

30 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

」とする。

31 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第31項」とする。

32 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合にお

25 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第47号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第23項の規定の例により計算して得られる額とする。

26 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団（以下「事業団」という。）の職員として在職する者（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第11条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き公団の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、事業団の職員としての在職期間及び公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が事業団又は公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

27～29 略

30 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

」とする。

- ける第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第32項」とする。
- 33 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- (1) 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年長崎県条例第28号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年長崎県条例第1号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第2項本文に掲げる職員に相当する職員
 - (2) 令和5年旧職員定年条例第3条第2項ただし書に掲げる職員に相当する職員
 - (3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として人事委員会規則で定める職員
- 34 職員の給与に関する条例附則第28項及び市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例附則第26項の規定による職員の給料月額の変更に係る減額改定に該当しないものとする。
- 35 当分の間、第5条第1項に掲げるその者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者に対する第5条の3、第5条の3の2及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年退職日の属する年」とあるのは「定年退職日（附則第33項各号に掲げる職員以外の者（令和5年旧職員定年条例第3条第1項の適用を受けていた者であって附則第33項第2号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあつては60歳に達する日以後の最初の3月31日とし、附則第33項第1号に掲げる職員にあつては65歳に達する日以後の最初の3月31日とし、令和5年旧職員定年条例第3条第2項ただし書の適用を受けていた者であって附則第33項第2号に掲げる職員に該当する職員にあつては令和5年旧職員定年条例第3条第2項ただし書に定める年齢に達する日以後の最初の3月31日とし、附則第33項第3号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢に達する日以後の最初の3月31日とする。）の属する年」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第33項各号に掲げる職員以外の者（令和5年旧職員定年条例第3条第1項の適用を受けていた者であって附則第33項第2号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあつては60歳とし、附則第33項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、令和5年旧職員定年条例第3条第2項ただし書の適用を受けていた者であって附則第33項第2号に掲げる職員に該当する職員にあつては令和5年旧職員定年条例第3条第2項ただし書に定める年齢とし、附則第33項第3号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 36 当分の間、第5条第1項に規定する者（25年以上勤続して退職した者（職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者（同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。））に対する第5条の3及び第5条の3の2の規定の適用については、第5条の3本文中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその

者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第33項各号に掲げる職員以外の者（令和5年旧職員定年条例第3条第1項の適用を受けていた者であって附則第33項第2号に掲げる職員に該当する職員を含む。）	60歳
附則第33項第1号に掲げる職員	令和5年旧職員定年条例第3条第2項本文に定める年齢
附則第33項第2号に掲げる職員	令和5年旧職員定年条例第3条第2項ただし書に定める年齢
附則第33項第3号に掲げる職員	人事委員会規則で定める年齢

37 当分の間、組織若しくは定数の改廃若しくは予算の減少のため廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得て定めるもの又は公務上の傷病又は死亡により退職した者であって附則第36項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第36項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

38 当分の間、組織若しくは定数の改廃若しくは予算の減少のため廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得て定めるもの又は公務上の傷病又は死亡により退職した者であって附則第36項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3、第5条の3の2及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

39 特定任命により職員となった後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の変額改定（第5条の3の2の規定により読み替えられた第5条の2に規定する俸給月額の変額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

40 60歳に達した日以後の最初の3月31日に定年の事由により退職したものとした場合（以下「旧定年退職」という。）に、第5条の2の適用を受けることとなる職員（令和5年旧職員定年条例第3条第2項に掲げる職員に相当する職員を除く。）が、60歳に達した日以後の最初の4月1日以降に退職する場合の退職手当額については、この条例に基づ

き計算した退職手当の額又は旧定年退職における退職手当の額のうち、いずれか高い額とする。

附則別表

昭和20年8月15日現在の給料月額	新給料月額
40円	6,000円
45	6,200
50	6,650
55	7,150
65	7,650
75	8,150
85	8,650
95	9,250
105	9,850
115	10,650
125	11,550
135	12,450
145	13,400
160	14,600
175	15,800
190	16,400
205	17,800
220	18,500
240	20,000
260	21,600
280	23,300
300	25,100
320	27,300
360	29,500
400	31,900
440	34,500
480	38,800
520	44,800

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条の2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年長崎県条例第62号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 職員の退職手当に関する条例第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月をこえるに至った場合(附則第3項の規定に該当する場合を除く。)には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、<u>同条例</u>の規定を適用する。この場合において、その者に対する<u>同条例</u>第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。</p> <p>6 略</p> <p>7 附則第5項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。)に対する<u>職員の退職手当に関する条例</u>第7条の4の規定の適用については、<u>同条中</u>「12月」とあるのは、「6月」とする。</p> <p>8及び9 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>新条例</u>第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月をこえるに至った場合(附則第3項の規定に該当する場合を除く。)には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、<u>新条例</u>の規定を適用する。この場合において、その者に対する<u>新条例</u>第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。</p> <p>6 略</p> <p>7 附則第5項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。)に対する<u>新条例</u>第7条の4の規定の適用については、<u>同条中</u>「12月」とあるのは、「6月」とする。</p> <p>8及び9 略</p>

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 職員の旅費に関する条例（昭和29年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（旅費の支給）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例（昭和59年長崎県条例第1号）第2条の定年による退職（同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。）をし、又は地方公務員法第22条の4第1項により短時間勤務の職を占める職員として採用され、その任期の満了による退職をした職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が人事委員会規則で定める期間内にその居住地を出発して帰住したときには、当該職員</p> <p>3～6 略</p>	<p>（旅費の支給）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例（昭和59年長崎県条例第1号）第2条の定年による退職（同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。）をし、又は地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用され、その任期の満了による退職をした職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が人事委員会規則で定める期間内にその居住地を出発して帰住したときには、当該職員</p> <p>3～6 略</p>

（市町村立学校県費負担教職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第6条 市町村立学校県費負担教職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和31年長崎県条例第68号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>（降給に関する経過措置）</p> <p>5 <u>当分の間、市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例附則第26項に規定する措置については、法第27条第2項の規定による降給とみなす。</u></p> <p>6 <u>市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例附則第26項に規定する措置の適用を受ける県費負担教職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p>

（市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第7条 市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和31年長崎県条例第69号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（減給の効果）</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日</u>に受ける給料の月額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年長崎県条例第3号）第3条又は第7条に規定する報酬の額）の10分の1以下に相当する額を、給与（同号の職員については、報酬）から減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>（減給の効果）</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年長崎県条例第3号）第3条又は第7条に規定する報酬の額）の10分の1以下に相当する額を、給与（同号の職員については、報酬）から減ずるものとする。</p>

（一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第8条 一般職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年長崎県条例第83号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定年前再任用短時間勤務職員等に支給される特殊勤務手当の額の特例)</p> <p>第27条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当(月額で支給されるものに限る。)の額は、当該特殊勤務手当の額を定める規定にかかわらず、当該特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。</p>	<p>(再任用短時間勤務職員等に支給される特殊勤務手当の額の特例)</p> <p>第27条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当(月額で支給されるものに限る。)の額は、当該特殊勤務手当の額を定める規定にかかわらず、当該特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。</p>

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号)の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格及び昇給等の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則で定めるところにより決定する。</p> <p>5 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 55歳(人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で同規則で定めるもの)を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8～10 略</p> <p>11 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第6号。以下「職員勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から</p>	<p>(初任給、昇格及び昇給等の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則の定めるところにより決定する。</p> <p>5 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 55歳(人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で同規則で定めるもの)を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8～10 略</p> <p>11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>第6条の2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第6号。以下「職員勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関</p>

第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び第3号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と5万5,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)(職員の通勤に係る交通事情等に照らして人事委員会が特に必要と認めるものについては、人事委員会規則で定める額)を5万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と5万5,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)(職員の通勤に係る交通事情等に照らして人事委員会が特に必要と認めるものについては、人事委員会規則で定める額)を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ケ 略

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と5万5,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)(職員の通勤に係る交通事情等に照らして人事委員会が特に必要と認めるものについては、人事委員会規則で定める額)を5万5,000円に加

算)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と5万5,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)(職員の通勤に係る交通事情等に照らして人事委員会が特に必要と認めるものについては、人事委員会規則で定める額)を5万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と5万5,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)(職員の通勤に係る交通事情等に照らして人事委員会が特に必要と認めるものについては、人事委員会規則で定める額)を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ケ 略

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と5万5,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)(職員の通勤に係る交通事情等に照らして人事委員会が特に必要と認めるものについては、人事委員会規則で定める額)を5万5,000円に加

算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下第1号において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

4～7 略

（時間外勤務手当）

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) 略

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。）の時間と勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務す

した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

4～7 略

（時間外勤務手当）

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。）の時間と勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務す

ることを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第3項勤務」という。）の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を、第3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 職員勤務時間条例第7条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、第3項勤務にあつては100分の50から第3項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第17条 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他人事委員会規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、人事委員会規則で定める時間）に毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（管理又は監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあつては100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

（勤勉手当）

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

ることを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第3項勤務」という。）の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、第3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 職員勤務時間条例第7条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、第3項勤務にあつては100分の50から第3項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第17条 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他人事委員会規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（再任用短時間勤務職員にあつては、人事委員会規則で定める時間）に毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（管理又は監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあつては100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

（勤勉手当）

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあっては100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 略
（義務教育等教員特別手当）

第22条の2 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 略
（特定の職員についての適用除外）

第22条の3 略

2 第6条第3項から第10項まで、第10条の2から第12条まで、第12条の2（同条第1項及び第2項を除く。）、第12条の3、第12条の5及び第12条の6の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 略
附 則
1～27 略

28 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下附則第30項及び第32項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

29 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年長崎県条例第28号）第1条による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年長崎県条例第1号）第3条第2項に掲げる職員

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

(4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

30 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあっては100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 略
（義務教育等教員特別手当）

第22条の2 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 略
（特定の職員についての適用除外）

第22条の3 略

2 第10条の2から第12条まで、第12条の2（同条第1項及び第2項を除く。）、第12条の3、第12条の5及び第12条の6の規定は、再任用職員には適用しない。

3 略
附 則
1～27 略

- 任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第34項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第28項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第32項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第28項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 31 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 32 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第28項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 33 附則第31項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第31項中「前項」とあるのは「第32項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。
- 34 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第28項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第30項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第30項及び第31項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 35 附則第30項、第32項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第28項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 36 附則第30項、第32項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第5項（第21条第4項において準用する場合を含む。）及び第21条の4の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第30項、第32項、第34項又は第35項の規定によ

る給料の額との合計額」とする。

37 附則第28項から前項までに定めるもののほか、附則第28項の規定による給料月額、附則第30項の規定による給料その他附則第28項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1 (第5条関係) 行政職給料表

Table with columns for job grade (1-9) and salary amounts. Includes rows for '略' and '再任用職員'.

備考 略

別表第1 (第5条関係) 行政職給料表

Table with columns for job grade (1-9) and salary amounts. Includes rows for '略' and '再任用職員'.

備考 略

別表第2 (第5条関係) 公安職給料表

Table with columns for job grade (1-9) and salary amounts. Includes rows for '略' and '再任用職員'.

備考 略

別表第2 (第5条関係) 公安職給料表

Table with columns for job grade (1-9) and salary amounts. Includes rows for '略' and '再任用職員'.

備考 略

別表第3 (第5条関係) 海事職給料表

Table with columns for job grade (1-5) and salary amounts. Includes rows for '略' and '再任用職員'.

備考 略

別表第3 (第5条関係) 海事職給料表

Table with columns for job grade (1-5) and salary amounts. Includes rows for '略' and '再任用職員'.

備考 略

別表第4 (第5条関係) 教育職給料表

ア 削除
イ 教育職給料表 (二)

Table with columns for job grade (1-4) and salary amounts. Includes rows for '略' and '再任用職員'.

備考 略

別表第4 (第5条関係) 教育職給料表

ア 削除
イ 教育職給料表 (二)

Table with columns for job grade (1-4) and salary amounts. Includes rows for '略' and '再任用職員'.

備考 略

ウ 教育職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 円				
		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 略

別表第5（第5条関係）
研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 円				
		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 略

別表第6（第5条関係）
医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 略

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 円						
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 略

ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 円					
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 略

ウ 教育職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略					
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 略

別表第5（第5条関係）
研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略					
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 略

別表第6（第5条関係）
医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略				
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 略

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員	略							
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 略

ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 略

(市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第10条 市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格及び昇給等の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、<u>人事委員会規則で定めるところにより決定する。</u></p> <p>5 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で同規則で定めるもの）を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8～10 略</p> <p>11 <u>法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第28号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）の規定により例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>(初任給、昇格及び昇給等の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、<u>人事委員会規則の定めるところにより決定する。</u></p> <p>5 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で同規則で定めるもの）を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8～10 略</p> <p>11 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) <u>通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</u></p>	<p>第5条の2 <u>再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第28号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）の規定により例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p>

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と5万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）（職員の通勤に係る交通事情等に照らして人事委員会が特に必要と認めるものについては、人事委員会規則で定める額）を5万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と5万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）（職員の通勤に係る交通事情等に照らして人事委員会が特に必要と認めるものについては、人事委員会規則で定める額）を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ケ 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と5万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）（職員の通勤に係る交通事情等に照らして人事委員会が特に必要と認めるものについては、人事委員会規則で定める額）を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、所在する地域を異にする学校に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は学校の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と5万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）（職員の通勤に係る交通事情等に照らして人事委員会が特に必要と認めるものについては、人事委員会規則で定める額）を5万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と5万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）（職員の通勤に係る交通事情等に照らして人事委員会が特に必要と認めるものについては、人事委員会規則で定める額）を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ケ 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と5万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）（職員の通勤に係る交通事情等に照らして人事委員会が特に必要と認めるものについては、人事委員会規則で定める額）を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、所在する地域を異にする学校に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は学校の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める

住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下第1号において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

4～7 略

(時間外勤務手当)

第12条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた学校栄養職員及び事務職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) 略

2 前項の職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(市町村立学校職員勤務時間条例の規定により例によることとされる職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。)の時間と市町村立学校職員勤務時間条例の規定により例によることとされる職員勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務(以下この条において「第3項勤務」という。)の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第

住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

4～7 略

(時間外勤務手当)

第12条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた学校栄養職員及び事務職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) 略

2 前項の職員のうち、再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(市町村立学校職員勤務時間条例の規定により例によることとされる職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。)の時間と市町村立学校職員勤務時間条例の規定により例によることとされる職員勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務(以下この条において「第3項勤務」という。)の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第

1 項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を、第3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 市町村立学校職員勤務時間条例の規定により例によることとされる職員勤務時間条例第7条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、第3項勤務にあつては100分の50から第3項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第14条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他人事委員会規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（定年再任用短時間勤務職員にあつては、人事委員会規則で定める時間）に毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における市町村立学校職員勤務時間条例の規定により例によることとされる職員勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第16条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 略

（勤勉手当）

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の

1 項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、第3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 市町村立学校職員勤務時間条例の規定により例によることとされる職員勤務時間条例第7条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、第3項勤務にあつては100分の50から第3項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第14条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他人事委員会規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（再任用短時間勤務職員にあつては、人事委員会規則で定める時間）に毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における市町村立学校職員勤務時間条例の規定により例によることとされる職員勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第16条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 略

（勤勉手当）

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区

区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

（義務教育等教員特別手当）

第18条の2 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 略

（特定の職員についての適用除外）

第18条の3 第5条第3項から第10項まで、第8条の3から第10条まで、第10条の3、第10条の5及び第10条の6の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～25 略

26 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下附則第28項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

27 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年長崎県条例第28号）第1条による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年長崎県条例第1号）第3条第2項に掲げる職員

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

(4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

28 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第30項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第26項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

（義務教育等教員特別手当）

第18条の2 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 略

（特定の職員についての適用除外）

第18条の3 第8条の3から第10条まで、第10条の3、第10条の5及び第10条の6の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

1～25 略

以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第26項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 29 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 30 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第26項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第28項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 31 附則第28項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第26項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 32 附則第28項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第16条第5項(第17条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第28項、第30項又は第31項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 33 附則第26項から前項までに定めるもののほか、附則第26項の規定による給料月額、附則第28項の規定による給料その他附則第26項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1 (第4条関係)
小学校中学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 略

別表第2 (第4条関係)
高等学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		234,000	274,300	331,100	415,200

備考 略

別表第1 (第4条関係)
小学校中学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略					
再任用職員						
		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 略

別表第2 (第4条関係)
高等学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略				
再任用職員					
		234,000	274,300	331,100	415,200

備考 略

別表第3（第4条関係）
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略								
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 円							
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 略

別表第4（第4条関係）
学校栄養職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 円				
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 略

別表第3（第4条関係）
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員以外の職員	略								
再任用職員									
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 略

別表第4（第4条関係）
学校栄養職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略					
再任用職員						
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 略

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第11条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（特定の職員についての適用除外）</p> <p>第13条 第4条、第4条の3、第4条の5及び第12条の規定は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員として採用された現業職員には適用しない。</u></p>	<p>（特定の職員についての適用除外）</p> <p>第13条 第4条、第4条の3、第4条の5及び第12条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された現業職員には適用しない。</u></p>

（県立高等学校の教員及び実習助手の産業教育手当に関する条例の一部改正）

第12条 県立高等学校の教員及び実習助手の産業教育手当に関する条例（昭和32年長崎県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>第2条 農業、水産又は工業に関する課程を置く県立高等学校の教員（副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師（常時勤務の者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員に限る。</u>）をいう。）で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項及び教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）附則第2項から第4項までの規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工</p>	<p>第2条 農業、水産又は工業に関する課程を置く県立高等学校の教員（副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師（常時勤務の者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員に限る。</u>）をいう。）で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項及び教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）附則第2項から第4項までの規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工</p>

<p>業実習を担当する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。)が、当該農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する場合には、<u>当該職員</u>に対し、<u>当該職員の給料月額に100分の5</u>（職員給与条例第21条の3の規定により定時制通信教育手当を受ける者にあつては、100分の3）を乗じて得た額を産業教育手当として支給する。</p> <p>2 前項に規定する県立高等学校の実習助手で教育委員会規則で定める者が、当該高等学校の農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目について教諭の職務を助ける場合には、<u>当該職員</u>に対し、前項の規定の例により、産業教育手当を支給する。</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。</p> <p>2 <u>職員給与条例附則第28項の適用を受ける職員の産業教育手当の計算の基礎となる給料月額</u>は、同項の規定により算出された額とする。</p> <p>3 <u>職員給与条例附則第30項、第34項又は第35項の規定により給料を支給される職員に対する第2条第1項の規定の適用については、「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員給与条例附則第30項、第34項又は第35項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>	<p>業実習を担当する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。)が、当該農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する場合には、<u>その者</u>に対し、<u>その者の給料月額に100分の5</u>（職員給与条例第21条の3の規定により定時制通信教育手当を受ける者にあつては、100分の3）を乗じて得た額を産業教育手当として支給する。</p> <p>2 前項に規定する県立高等学校の実習助手で教育委員会規則で定める者が、当該高等学校の農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目について教諭の職務を助ける場合には、<u>その者</u>に対し、前項の規定の例により、産業教育手当を支給する。</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。</p>
---	---

（警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第13条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（定年再任用短時間勤務職員等に支給される特殊勤務手当の額の特例）</p> <p>第7条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当（月額で支給されるものに限る。）の額は、当該特殊勤務手当の額を定める規定にかかわらず、当該特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。</p>	<p>（再任用短時間勤務職員等に支給される特殊勤務手当の額の特例）</p> <p>第7条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当（月額で支給されるものに限る。）の額は、当該特殊勤務手当の額を定める規定にかかわらず、当該特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。</p>

（高等学校の校長、教員及び実習助手の定時制通信教育手当に関する条例の一部改正）

第14条 高等学校の校長、教員及び実習助手の定時制通信教育手当に関する条例（昭和36年長崎県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>第2条 高等学校で学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項に規定する定時制の課程（夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。）又は同条同項に規定する通信制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）及び教員（本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭、本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理し、又は本務として定時制教育（定時制の課程で行う教育をいう。以下同じ。）若しくは通信教育（通信制の課程で行う教育をいう。以下同じ。）に従事</p>	<p>第2条 高等学校で学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項に規定する定時制の課程（夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。）又は同条同項に規定する通信制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）及び教員（本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭、本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理し、又は本務として定時制教育（定時制の課程で行う教育をいう。以下同じ。）若しくは通信教育（通信制の課程で行う教育をいう。以下同じ。）に従事</p>

<p>する主幹教諭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。）に限る。）には、当該職員の給料月額に次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を定時制通信教育手当として支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。</p> <p>2 職員給与条例附則第28項又は市町村立学校教職員給与条例附則第26項の適用を受ける職員の定時制通信教育手当の計算の基礎となる給料月額は、それぞれ同項の規定により算出された額とする。</p> <p>3 職員給与条例附則第30項、第34項若しくは第35項又は市町村立学校教職員給与条例附則第28項、第30項若しくは第31項の規定による給料を支給される職員に対する第2条第1項の規定の適用については、「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員給与条例附則第30項、第34項若しくは第35項又は市町村立学校教職員給与条例附則第28項、第30項若しくは第31項の規定による給料の額との合計額」とする。</p>	<p>する主幹教諭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。）に限る。）には、その者の給料月額に次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を定時制通信教育手当として支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。</p>
---	---

（長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第15条 長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年長崎県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び同法第22条の2第1項に規定するもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p style="text-align: center;">(定年再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第20条 第5条、第6条、第6条の3、第8条の2、第8条の3及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び同法第22条の2第1項に規定するもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p style="text-align: center;">(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第20条 第5条、第6条、第6条の3、第8条の2、第8条の3及び第15条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第16条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年長崎県条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務</p>

の者、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。
 （教育職員の教職調整額の支給等）
 第3条 教育職員（職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号。以下「職員給与条例」という。）別表第4イの教育職給料表（二）若しくは別表第4ウの教育職給料表（三）又は市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号。以下「市町村立学校教職員給与条例」という。）別表第1の小学校中学校教育職給料表若しくは別表第2の高等学校教育職給料表の適用を受ける者に限る。第3項及び第7条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級又は特2級である者には、当該職員の給料月額額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。
 2及び3 略
 附 則
 1及び2 略
 3 職員給与条例附則第28項又は市町村立学校教職員給与条例附則第26項の適用を受ける職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額額は、それぞれ同項の規定により算出された額とする。
 4 職員給与条例附則第30項、第34項若しくは第35項又は市町村立学校教職員給与条例附則第28項、第30項若しくは第31項の規定により給料を支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員給与条例附則第30項、第34項若しくは第35項又は市町村立学校教職員給与条例附則第28項、第30項若しくは第31項の規定による給料の額との合計額」とする。

の者、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。
 （教育職員の教職調整額の支給等）
 第3条 教育職員（職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号。以下「職員給与条例」という。）別表第4イの教育職給料表（二）若しくは別表第4ウの教育職給料表（三）又は市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号。以下「市町村立学校教職員給与条例」という。）別表第1の小学校中学校教育職給料表若しくは別表第2の高等学校教育職給料表の適用を受ける者に限る。第3項及び第7条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。
 2及び3 略
 附 則
 1及び2 略

（執行機関及び附属機関としての各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第17条 執行機関及び附属機関としての各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年長崎県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（目的） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、執行機関の委員（常勤の監査委員を除く。）、附属機関の委員その他の構成員及びその他の非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）（以下「各種委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、執行機関の委員（常勤の監査委員を除く。）、附属機関の委員その他の構成員及びその他の非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）（以下「各種委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。</p>

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第18条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則 1～4 略</p>	<p>附 則 1～4 略</p>

<p>5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の2に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第31項若しくは第32項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同条例第3条から第5条の3の2まで及び附則第31項から第38項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</u></p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第5条の2（<u>同条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。</u>）及び附則第34項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第32項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>8 条例第62号附則第6項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、<u>職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで、条例第62号附則第6項並びにこの条例附則第5項から前項まで又は附則第11項の規定にかかわらず、その者につき条例第62号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と職員の退職手当に関する条例及び附則第5項から前項まで又は附則第11項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。</u></p> <p>9及び10 略</p> <p>11 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する職員の退職手当に関する条例第2条の4及び第6条の5の規定による退職手当の額は、<u>同条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで、条例第62号附則第6項並びにこの条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) その者が<u>職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで、条例第62号附則第6項並びにこの条例附則第5項から附則第7項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</u></p> <p>(2) 略</p> <p>12及び13 略</p>	<p>5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の2に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</u></p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>8 条例第62号附則第6項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、<u>新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第62号附則第6項並びにこの条例附則第5項から前項まで又は附則第11項の規定にかかわらず、その者につき条例第62号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第5項から前項まで又は附則第11項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。</u></p> <p>9及び10 略</p> <p>11 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の4及び第6条の5の規定による退職手当の額は、<u>新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第62号附則第6項並びにこの条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) その者が<u>新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第62号附則第6項並びにこの条例附則第5項から附則第7項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</u></p> <p>(2) 略</p> <p>12及び13 略</p>
---	---

（学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第19条 学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定年前再任用短時間勤務職員等に支給される特殊勤務手当の額の特例)</p> <p>第13条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当(月額で支給されるものに限る。)の額は、当該特殊勤務手当の額を定める規定にかかわらず、当該特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。</p>	<p>(再任用短時間勤務職員等に支給される特殊勤務手当の額の特例)</p> <p>第13条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当(月額で支給されるものに限る。)の額は、当該特殊勤務手当の額を定める規定にかかわらず、当該特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第20条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年長崎県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>(5) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第29条各号のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号の<u>一</u>に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条各号の<u>一</u>に掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第21条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年長崎県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> (育児短時間勤務職員等についての職員給与条例及び市町村立学校職員給与条例の特例)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(育児短時間勤務職員等についての職員給与条例及び市町村立学校職員給与条例の特例)</p>

第16条 育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下この条及び次条において「育児短時間勤務職員等」という。）についての職員給与と条例及び市町村立学校職員給与と条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

職員給与と条例第6条第3項及び市町村立学校職員給与と条例第5条第3項	略	
職員給与と条例第6条第4項及び第6項並びに市町村立学校職員給与と条例第5条第4項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする

職員給与と条例第12条の4第2項第2号及び市町村立学校職員給与と条例第10条の4第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	略
略		

略		
職員給与と条例第17条及び市町村立学校職員給与と条例第14条	定年前再任用短時間勤務職員	略
略		

（任期付短時間勤務職員についての職員給与と条例及び市町村立学校職員給与と条例の特例）
 第20条 任期付短時間勤務職員についての職員給与と条例及び市町村立学校職員給与と条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

職員給与と条例第6条第3項及び市町村立学校職員給与と条例第5条第3項	略	
職員給与と条例第6条第4項及び第6項並びに市町村立学校職員給与と条例第5条第4項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
職員給与と条例第12条の4第2項第2号及び市町村立学校職員給与と条例第10条の4第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	略

第16条 育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下この条及び次条において「育児短時間勤務職員等」という。）についての職員給与と条例及び市町村立学校職員給与と条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

職員給与と条例第6条第3項、第4項及び第6項並びに市町村立学校職員給与と条例第5条第3項、第4項及び第6項	略	
---	---	--

職員給与と条例第6条第11項及び市町村立学校職員給与と条例第5条第11項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
職員給与と条例第12条の4第2項第2号及び市町村立学校職員給与と条例第10条の4第2項第2号	再任用短時間勤務職員	略

職員給与と条例第14条第4項及び市町村立学校職員給与と条例第12条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年長崎県条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第16条
--------------------------------------	-----	---

職員給与と条例第17条及び市町村立学校職員給与と条例第14条	再任用短時間勤務職員	略
略		

（任期付短時間勤務職員についての職員給与と条例及び市町村立学校職員給与と条例の特例）
 第20条 任期付短時間勤務職員についての職員給与と条例及び市町村立学校職員給与と条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

職員給与と条例第6条第3項、第4項及び第6項並びに市町村立学校職員給与と条例第5条第3項、第4項及び第6項	略	
職員給与と条例第12条の4第2項第2号及び市町村立学校職員給与と条例第10条の4第2項第2号	再任用短時間勤務職員	略

略		
略		
職員給与条例第17条及び市町村立学校職員給与条例第14条	定年前再任用短時間勤務職員	略
職員給与条例第22条の3第2項	第6条第3項から第10項まで、第10条の2から第12条まで、第12条の2（同条第1項及び第2項を除く。）、第12条の3、第12条の5及び第12条の6	略
	定年前再任用短時間勤務職員	略
市町村立学校職員給与条例第18条の3	第5条第3項から第10項まで、第8条の3から第10条まで、第10条の3、第10条の5及び第10条の6	略
	定年前再任用短時間勤務職員	略

（部分休業をすることができない職員）

第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第23条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2及び3 略
附 則

1～5 略

6 育児短時間勤務職員等に対する職員給与条例附則第28項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に」に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする」とする。

略		
職員給与条例第14条第4項及び市町村立学校職員給与条例第12条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年長崎県条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第20条
略		
職員給与条例第17条及び市町村立学校職員給与条例第14条	再任用短時間勤務職員	略
職員給与条例第22条の3第2項	第10条の2から第12条まで、第12条の2（同条第1項及び第2項を除く。）、第12条の3、第12条の5及び第12条の6	略
	再任用職員	略
市町村立学校職員給与条例第18条の3	第8条の3から第10条まで、第10条の3、第10条の5及び第10条の6	略
	再任用職員	略

（部分休業をすることができない職員）

第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第23条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2及び3 略
附 則

1～5 略

<p>7 育児短時間勤務職員等に対する市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定の適用については、同項中「<u>」とする</u>」とあるのは、「<u>」に、市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第28号）の規定により例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする」とする。</u></p>	
---	--

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第22条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4及び5 略</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、<u>育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</u></p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（<u>育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上</u>の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（<u>育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容</u>）により、4週間ごとの期間につき8日（<u>育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上</u>）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上</p>	<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4及び5 略</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、<u>育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</u></p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（<u>育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上</u>の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（<u>育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容</u>）により、4週間ごとの期間につき8日（<u>育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上</u>）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上</p>

<p>休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次休暇）</p> <p>第11条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次休暇）</p> <p>第11条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>
---	---

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第23条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年長崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p><u>(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>3 略</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。</u>）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

（長崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第24条 長崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年長崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>

（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第25条 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年長崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p>

(退職手当に係る経過措置)

16 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が施行日以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第23項から第25項まで、附則第22項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年長崎県条例第62号。以下この項及び第17項において「条例第62号」という。）附則第6項の規定、附則第23項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年長崎県条例第47号。以下この項及び第17項において「条例第47号」という。）附則第5項から第8項まで並びに附則第24項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年長崎県条例第60号。以下この項及び第17項において「条例第60号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第23項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第23項から第25項まで、附則第20項、附則第21項、条例第62号附則第6項、条例第47号附則第5項から第8項まで並びに条例第60号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

17～26 略

(退職手当に係る経過措置)

16 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が施行日以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第23項から第25項まで、附則第22項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年長崎県条例第62号。以下この項及び第17項において「条例第62号」という。）附則第6項の規定、附則第23項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年長崎県条例第47号。以下この項及び第17項において「条例第47号」という。）附則第5項から第8項まで並びに附則第24項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年長崎県条例第60号。以下この項及び第17項において「条例第60号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第23項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第23項から第25項まで、附則第20項、附則第21項、条例第62号附則第6項、条例第47号附則第5項から第8項まで並びに条例第60号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

17～26 略

(大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

第26条 大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年長崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第4条 前条の規定は、研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した場合（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第4条 前条の規定は、研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）</p> <p>(3)～(6) 略</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の退職手当条例」という。）第2条第2項、第10条第2項、同条第4項、同条第11項、附則第26項及び第30項の改正規定、附則第11条並びに附則第14条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
 - 4 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
 - 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、県が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に定める組合（以下次項及び附則第6条において「組合」という。）における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
 - 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定

年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日）をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち、基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年

齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第12条 職員の再任用に関する条例（平成13年長崎県条例第48号）は、廃止する。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用職員に対する改正後の退職手当条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

2 改正後の退職手当条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、この条例の公布の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

第14条 改正後の退職手当条例第10条第4項の規定は、附則第1条に掲げる施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 暫定再任用職員は、第5条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例第3条の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

（一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、第8条の規定による改正後の一般職員の特殊勤務手当に関する条例第27条の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

（職員の給与に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第17条 第9条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）附則第28項から第37項までの規定及び第10条の規定による改正後の市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（以下「改正後の教職員給与条例」という。）附則第26項から第33項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号。以下「職員給与条例」という。）第5条第2項又は市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号。以下「教職員給与条例」という。）第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員給与条例第6条第2項又は教職員給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第2条第2項（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第28号）の規定により例によることとされる場合を含む。）の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員給与条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員給与条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の

属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される教職員給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、教職員給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第28号）の規定により例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与条例第12条の4第2項及び第14条第2項、改正後の教職員給与条例第10条の4第2項及び第12条第2項並びに執行機関及び附属機関としての各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年長崎県条例第48号）第1条の規定を適用する。

7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与条例第20条第3項若しくは第22条の2第2項又は改正後の教職員給与条例第16条第3項若しくは第18条の2第2項の規定を適用する。

8 改正後の職員給与条例第21条第1項又は改正後の教職員給与条例第17条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

9 改正後の職員給与条例第6条第3項から第10項まで、第10条の2から第12条まで、第12条の2（同条第1項及び第2項を除く。）、第12条の3、第12条の5及び第12条の6並びに改正後の教職員給与条例第5条第3項から第10項まで、第8条の3から第10条まで、第10条の3、第10条の5及び第10条の6の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第18条 暫定再任用職員は、第11条の規定による改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

（県立高等学校の教員及び実習助手の産業教育手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第19条 暫定再任用短時間勤務職員は、第12条の規定による改正後の県立高等学校の教員及び実習助手の産業教育手当に関する条例第2条第1項の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

（警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第20条 暫定再任用短時間勤務職員は、第13条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例第7条の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

（高等学校の校長、教員及び実習助手の定時制通信教育手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第21条 暫定再任用短時間勤務職員は、第14条の規定による改正後の高等学校の校長、教員及び実習助手の定時制通信教育手当に関する条例第2条第1項の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

（長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第22条 暫定再任用職員については、第15条の規定による改正後の長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第6条の3、第8条の2、第8条の3及び第15条の規定は、適用しない。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第23条 暫定再任用短時間勤務職員は、第16条の規定による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第2条第2項の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

（学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第24条 暫定再任用短時間勤務職員は、第19条の規定による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する条例第13条の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第25条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第20条の規定による外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。）とする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第26条 暫定再任用短時間勤務職員は、第21条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第22条第2号の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第27条 暫定再任用短時間勤務職員は、第22条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第28条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第23条の規定による公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。）とする。

(長崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第29条 暫定再任用短時間勤務職員は、第24条の規定による改正後の長崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

(委任)

第30条 附則第1条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

長崎県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第29号

長崎県手数料条例の一部を改正する条例

長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係） 教育庁						別表第1（第2条関係） 教育庁					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項又は第16条第1項の規定に基づく普通免許状の授与	教育職員の普通免許状の授与手数料		1件	3,300円	1	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項若しくは第2項又は第16条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく普通免許状の授与	教育職員の普通免許状の授与手数料		1件	3,300円
2	略					2	略				
3	教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与	教育職員の特別免許状の授与手数料		1件	3,300円	3	教育職員免許法第5条第3項の規定に基づく特別免許状の授与	教育職員の特別免許状の授与手数料		1件	3,300円
4	教育職員免許法第5条第5項の	教育職員の臨時免許状		1件	1,700円	4	教育職員免許法第5条第6項の	教育職員の臨時免許状		1件	1,700円

規定に基づく臨時免許状の授与	の授与手数料			
5～8 略				
9	教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新	教育職員の免許状に係る有効期間更新手数料	1件（2以上の免許状について同時に申請する場合は1件の申請とみなす。以下この項から13の項までにおいて同じ。）	3,300円
10	教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	教育職員の免許状に係る有効期間延長手数料	1件	1,700円
11	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項又は第3項第3号の規定に基づく免許状更新講習の修了確認	教育職員の免許状に係る更新講習修了確認手数料	1件	3,300円
12	改正法附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期	教育職員の免許状に係る修了確認期限延期手数料	1件	1,700円
13	改正法附則第2条第5項括弧書の規定に基づく免許状更新講習を受ける必要がない者であることの認定	教育職員の免許状に係る更新講習受講免除手数料	1件	3,300円
9～11 略				
14～16 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第30号

長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例

長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（深夜外出制限）</p> <p>第13条 保護者は、その監護に係る少年が深夜に外出する場合は、自ら同行し、又は成年者を同行させるように努めなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（深夜外出制限）</p> <p>第13条 保護者は、その監護に係る少年が深夜に外出する場合は、自ら同行し、又は成年者（<u>20歳以上の者をいう。</u>）を同行させるように努めなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県建築関係手数料条例及び長崎県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第31号

長崎県建築関係手数料条例及び長崎県建築基準条例の一部を改正する条例

(長崎県建築関係手数料条例の一部改正)

第1条 長崎県建築関係手数料条例(平成12年長崎県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1 (第2条関係)						別表第1 (第2条関係)					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～31 略						1～31 略					
32	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料		1件	120,000円	32	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料		1件	120,000円
32の2	建築基準法第85条第7項の規定に基づく1年を超えて使用する仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する仮設興行場等建築許可申請手数料		1件	160,000円	32の2	建築基準法第85条第6項の規定に基づく1年を超えて使用する仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する仮設興行場等建築許可申請手数料		1件	160,000円
33～37の4 略						33～37の4 略					
37の5	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等への用途の変更の許可の申請に対する審査	興行場等用途変更許可申請手数料		1件	120,000円	37の5	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等への用途の変更の許可の申請に対する審査	興行場等用途変更許可申請手数料		1件	120,000円
37の6	建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく1年を超えて使用する興行場等への用途の変更の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する興行場等用途変更許可申請手数料		1件	160,000円	37の6	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく1年を超えて使用する興行場等への用途の変更の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する興行場等用途変更許可申請手数料		1件	160,000円
38～76 略						38～76 略					
備考 略						備考 略					

(長崎県建築基準条例の一部改正)

第2条 長崎県建築基準条例(昭和46年長崎県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(仮設興行場等に対する特例)</p> <p>第28条 法第85条第6項及び第7項の仮設興行場等、法第87条の3第6項の興行場等及び同条第7項の特別興行場等について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第2章及び第3章の規定は適用しない。</p>	<p>(仮設興行場等に対する特例)</p> <p>第28条 法第85条第5項及び第6項の仮設興行場等、法第87条の3第5項の興行場等及び同条第6項の特別興行場等について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第2章及び第3章の規定は適用しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永
岩永印刷所
明